

平成26年12月11日提出

熊本市田原坂西南戦争資料館条例の制定について

熊本市田原坂西南戦争資料館条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市田原坂西南戦争資料館条例

(設置)

第1条 田原坂の戦いその他西南戦争に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保存し、及び活用するとともに、これらを通して近代日本の夜明けを学び伝える場を提供し、もって教育、学術及び文化の発展並びに観光の振興に寄与するため、熊本市田原坂西南戦争資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 資料館の位置は、熊本市北区植木町豊岡858番地1とする。

(事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の展示及び公開に関すること。
- (3) 資料の調査及び研究に関すること。
- (4) 西南戦争遺跡の保存活用の広域連携に関すること。
- (5) 地域の観光及び文化に関する情報の発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資料館の設置目的を達成するために必要な事業

(入館料)

第4条 資料館の入館料は、別表のとおりとする。

2 前項の入館料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の入館料を減免することができる。

(入館料の還付)

第5条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第6条 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 資料館の施設、資料等を毀損するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第7条 入館者は、資料館の施設、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年3月23日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

区分	入館料	
	1人1回につき	20人以上の団体1人1回につき
大人・高校生	210円	180円
中学生以下	100円	80円

備考 幼児並びに本市内の小学生及び中学生については、無料とする。

(提出理由)

植木町合併特例区の設置期間の満了による解散に伴い、田原坂西南戦争資料館の設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。